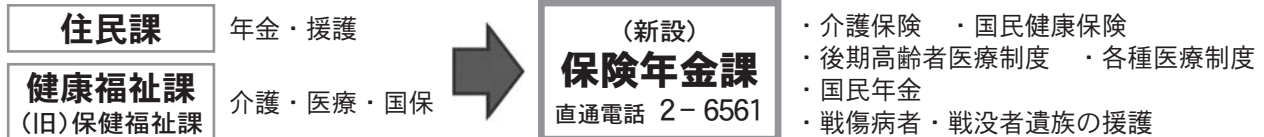


新しく「保険年金課」を設置します

保健福祉課・住民課の担当する一部の業務を引き継ぎます。

役場本庁舎では、業務の効率化のため課の編成替えを行ない、4月1日から新しい課で業務を行うこととしました。変更する課と内容は次のとおりです。

- ① 住民課 → 国民年金・援護等に関する業務を新設する「保険年金課」の担当とします。
- ② 保健福祉課 → 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度・医療給付に関する業務を新設する「保険年金課」の担当とし、課の名前を「健康福祉課」とします。



日高町住宅リフォーム補助制度のお知らせ

平成27年4月1日より、住宅の耐震改修や省エネ・バリアフリーなどリフォーム工事に対する補助の受付を開始致します。補助制度に関しては、今年度が最終年度となっておりますので、リフォームをお考えの方は、是非下記お問い合わせ先までご相談下さい。

1 補助の対象工事及び補助金額

区分	(1) 耐震改修工事	(2) 省エネ・バリアフリー改修工事	
		省エネ改修工事	バリアフリー改修工事
補助対象の要件・工事内容など	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ・併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上の住宅 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があるとされた既存住宅 	窓、床、屋根又は天井、壁の断熱改修で現行の省エネ基準（平成11年基準）以上の省エネ性能となるもの	室内通路の拡張、階段勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取り付け、段差の解消、出入り口の戸の改良
補助金額	20万円以上の補助対象経費の10分の3以内とし、70万円を限度とする。	20万円以上の補助対象経費の10分の3以内とし、50万円を限度とする。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の制度による助成額は、補助対象経費から除かれます。 ・補助金申請前に工事着手している住宅や新築工事は、補助の対象としません。 ・補助金の交付は、同一人及び同一住宅につき（1）耐震改修工事、（2）省エネ・バリアフリー工事（1）（2）それぞれ1回限りです。 		

2 補助金の交付対象となる方

- ・日高町の住民基本台帳に記録されている方
- ・住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住している方又は居住する方
- ・住宅の所有者及び同一世帯の全員に町税等の滞納がないこと。

3 日高町内に事業所、営業所を持つ法人及び個人で建築業又は給排水設備業を営むものが行った住宅リフォーム工事が補助対象となります。

4 申請受付期間

平成27年度の受付は、平成27年4月1日から随時行っております。
(2月末日までに工事を完成出来るものが対象になります。)

5 申請のときに必要な書類

住民票、建物登記簿謄本、納税証明書、見積書、着工前の写真、住宅の平面図などが必要です。

※詳細は、「補助制度のご案内」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 管財建築課 建築・公営住宅グループ 電話 01456-2-6187
総合支所地域経済課 建設・管財グループ 電話 01457-6-2084

日高町農業委員会委員

当選おめでとうございます

二月二十四日に告示された任期満了に伴う日高町農業委員会委員一般選挙は、立候補者の数が選挙すべき委員の数(第一選挙区一人、第二選挙区八人)を超えなかったため、それぞれ無投票となり、三月二日の選挙会において次のとおり当選人が決定されました。(届出順)

■第一選挙区・日高地区

福本 秀雄 (字千栄)

■第二選挙区・門別地区

中山 記朗 (字豊郷)
山本 政典 (字平賀)
鈴木 善之 (字広富)
大江 実 (字厚賀町)
海馬澤 功 (字賀張)
白瀬 行夫 (富川東)
吉田 雅利 (字幾千世)
田丸 利幸 (字美原)

また、農業委員会委員は、選挙による委員のほか、関係団体から推薦のあった理事等や町議会が推薦を議決した方が委員として選任されます。このたび委員に選任されたのは次の方々です。

■選任委員 (推薦団体等)

本間 充 (門別町農業協同組合)
伊藤 幸寛 (びらとり農業協同組合)
前川 隆範 (新冠町農業協同組合)
春木 正友 (日高地区農業共済組合)
姉川 規晃 (日高門別土地改良区)
和田 修一 (日高町議会)

「沙流川取水堰・日高取水堰・岩知志ダムからの放流について皆さまにお願い」

ダム、取水堰の水門を開けて水を流すときには、スピーカーあるいはサイレンまたは、スピーカーとサイレンにてお知らせしますので、水難事故防止のため、河川から離れてください。特に魚釣りや子どもの川遊びなどには、十分注意願います。

水門から水を流すのは、

- ①雪どけや降雨などにより川の水が増えたとき
- ②発電設備を点検補修するとき
- ③車両の転落事故など、予測できない事故があったとき など

◆放流する時は皆様へ周知します。

1. 沙流川取水堰

【サイレンによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点において放流開始の約10分前からサイレンを鳴らします。

【スピーカーによる周知】

○堰放流を開始する時、堰地点以外において堰放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

2. 日高取水堰

【スピーカーによる周知】

○堰放流を開始する時、堰放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

3. 岩知志ダム

【スピーカーによる周知】

○ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める、約15分前から放送します。

○ダム放流量が200m³/秒、400m³/秒になった時、放送します。

○さらに、ダム放流量が500m³/秒になった時、および500m³/秒を超えて100m³/秒を増す毎に放送します。

【サイレンによる周知】

○ダム放流量が500m³/秒になった時、および500m³/秒を超えて100m³/秒を増す毎にサイレンを鳴らします。

◆ダム放流のお問い合わせ 北海道電力株式会社 日高水力センター 電話 01457-6-2076